

論文審査の結果の要旨

氏名：澤 田 敬 人

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：現代オーストラリアの高等教育システム改革

ードーキンズ改革による全国一元制への移行を中心にー

審査委員：（主査）教授 北 野 秋 男

（副査）教授 眞 邊 一 近 准教授 秋 草 俊一郎

〈論文審査要旨〉

1. 本論文の構成

本文は、A4版（40字X30行）で221頁である。本文は、序章と終章に加え、全体を4章構成とし、最初に略字一覧、最後に参考・引用文献一覧で構成されている。本論文の構成は、以下の通りである。

目次	
略字一覧	3
序章 研究の目的・意義・方法	6
第1章 連邦政府による高等教育システム改革	36
第2章 機関統合と全国一元制への移行	55
第3章 教育研究の市場化	101
第4章 高等教育機関の多様化	125
終章 ポスト・ドーキンズ時代のドーキンズ・パラダイム	188
参考・引用文献一覧	202

2 本論文の概要

本論文は、現代オーストラリアの高等教育システム改革を1980年代ボブ・ホープ労働党政権下で連邦雇用教育訓練大臣であったジョン・ドーキンズ（John Dawkins）に焦点化しつつ、新自由主義的政策が台頭する中で高等教育改革思想や改革実態を一次史料に基づいて実証的に解明したものである。

本論文では、戦後のオーストラリアの高等教育改革の歴史をたどりながら、大学と大学以外の教育機関を高等教育のオルタナティブとして包摂する「多元的システム」から、ドーキンズによる高等教育改革が連邦政府の管理・統制下においた点を「全国一元制への移行」と位置付け、その内実と問題点、ならびに同国の高等教育全体への影響などを考察したものである。

オーストラリアの高等教育の歴史は、イギリス植民地時代の1850年のシドニー大学設立によって始まるものの、オーストラリア連邦政府が資金提供によって高等教育への関与を開始するのは1950年代におけるロバート・メンジーズ（Robert Menzies）政権時代以降のことであった。その後、メンジーズは1960年代に高等教育改革を断行し、大学の使命として「研究と教育」の二つの役割を強調し、教育を中心とする高等教育カレッジの設置促進を勧告した。

この結果、オーストラリア高等教育は研究を行う大学と大学以外の教育機関を高等教育のオルタナティブとして包摂する「多元的システム」が成立する。そして、本論文の主要テーマである1980年代末のドーキンズによる高等教育機関の「全国一元制」への転換が開始されることになる。本研究では、この高等教育システムの全国一元制への転換を解明するために、高等教育システム改革のアクターとして、①国家権威、②市場、③大学寡頭制を設定した上で、基本的な着眼点として、以下の三つの事柄が設定される。

A. オーストラリア高等教育のシステム改革における連邦政府と州政府の関係が解明される。ほとんどの高等教育機関が州立であることから、州法で設置・運営する高等教育機関に対して、連邦政府による高等

教育機関への関与について考察する。

- B. オーストラリア高等教育のシステム転換における「高等教育オルタナティブ」と呼ばれる新しい高等教育機関を精査し、旧来の高等教育機関との統合の経緯と結果を分析する。
- C. オーストラリア高等教育のシステム改革に同意する政権と反対する政権における高等教育政策の差異を分析し、高等教育における「教育研究の市場化」の中で高等教育改革におけるアクターが変形することを確認する。
- D. ①国家権威、②市場、③大学寡頭制の関係構築を解明しつつ、高等教育機関の多様化と同型化への指向を理論研究と実証研究によって確認する。

以下は、本論文の概要である。

序章では、本論文における研究目的、研究意義、先行研究批判、研究方法、主たる一次史料が紹介されている。

第1章では、着眼点Aにより、オーストラリアの高等教育機関が州立であったことから、州法で設置している高等教育機関のシステム改革に対し、連邦政府が関与する根拠と実態を解明し、連邦政府と州政府の関係性の変容に焦点化する。とりわけ、連邦政府の権限強化の内実として、第2次世界大戦後のメンジーズ政権の時代以後を対象とし、現在まで影響を与える1980年代末のドーキンズ連邦政府雇用教育訓練大臣によるシステム改革を中心に、政策文書に基づいて実証的に論じている。

第2章では、着眼点Bにより、オーストラリア高等教育における機関統合と全国一元制への移行を中心として、1980年代初頭のフレーザー政権時代から、1980年代後半のホーク政権までの高等教育システム改革が検討される。とりわけ1980年代末の改革は、それまでの大学のみシステムから大学以外の機関を高等教育のオルタナティブとして包摂する「多元的システム」から「全国一元制」に転換していることを明らかにし、他国との比較研究の視点も導入しつつオーストラリアの高等教育の機関統合について検討している。

第3章では、着眼点Cにより、1980年代末のオーストラリア高等教育システム改革における教育研究の市場化の問題が検討される。とりわけ、「オーストラリア研究審議会 (Australian Research Council=ARC) の設置によって、研究費の配分を競争的にすると共に、連邦政府による中央統制が厳しくなっていく問題を検討し、その影響を探ることが行われる。同組織は、2001年に「オーストラリア研究審議会法2001」により存続し、現在に至っているものであり、同審議会が高等教育における準市場の形成の役割を担うものである。

第4章では、着眼点Dにより、オーストラリア高等教育システムが全国一元制へと変容するアクターとして、①国家権威、②市場、③大学寡頭制が設定され、高等教育機関の多様化と、その逆の同型化の理論・学説が検討され、オーストラリア高等教育機関における特異な事例が分析される。

終章では、各章における検討内容を総括すると共に、本研究から得られる示唆を明らかにする。また、本研究の意義と独創性、ならびに今後の研究課題も提示される。

3 本論文の成果と今後の課題

本論文における学術的価値が極めて高い点を挙げるならば、第一には連邦政府雇用教育訓練大臣ドーキンズ、メルボルン大学副学長ペニングトン、初代オーストラリア研究審議会議長エイトキン、シドニー大学副学長ジョン・ウォードなど、本論文の内容構成にとって重要な位置を占める人物に関する一次史料を多数駆使し、実証的で多角的な研究を試みている点である。

これらの貴重な一次史料は、連邦政府政策文書、法律、議会答弁（オーストラリア連邦議会）、高等教育改革の主要アクターの手紙、公文書、スピーチ原稿、自伝、機関統合に係る高等教育機関の報告書、教授会議事録、記録文書、大学史・学校史などであり、オーストラリア国立図書館、各大学図書館、連邦議会図書館などで収集されたものである。こうした一次史料に基づく本論文の学術的価値は極めて高いと言える。

第二には、これまでの先行研究においても、オーストラリア人研究者によってドーキンズ高等教育改革に関する研究（たとえば、グウィリン・クローチャー他2013『ドーキンズ革命後の25年 (The Dawkins

Revolution 25 Years On)』が存在したものの、主としてドーキンズ高等教育改革思想と、その影響を考察した限定的なものであった。それに対して、本論文は戦後のオーストラリア高等教育の歴史的発展と問題点を記述しながら、1980年代において実施された大学と非大学による二元制から全国一元制システムへの改革を実証的・多角的に解明したことである。

これまでの先行研究では、この全国一元制システムへの移行が連邦政府による半強制的な政策と考えられてきたが、本論文では、このシステム改革による機関統合が高等教育機関の自主性に従って実施され、それまでの二元制に基づく高等教育機関が全国一元制に参入するか否かの意思決定を自ら行ったことを解明している。

第三には、「機関統合と全国一元制への移行」を論じるにあたり、1980年代のフレーザー政権からボブ・ホーク政権までの高等教育システム改革における政策内容を詳細に記述し、高等教育機関との政策共同体の一部として緩衝機関の役割を果たしてきた「連邦高等教育委員会」(Commonwealth Tertiary Education Commission=CTEC)の廃止が、システム改革における連邦政府と大学寡頭制の関係を再構築する要であったことも指摘している。

また、「教育研究の市場化」の指摘も先行研究にはなかったものである。初代オーストラリア研究審議会議長エイトキンが、連邦政府の中央統制と市場原理の双方による準市場の生成を目指し、システム改革後は企業的な機関へと方向付けられていくことを解明している点も、学術的な価値が高いと思われる。

最後に、本論文の優れた点を要約すれば、1980年代末のドーキンズ大臣による高等教育システム改革の実態を一次史料に基づいて実証的・多角的に解明したことであったが、同時に本論文の優れた点が逆に問題点も内包するものとなっている。すなわち、オーストラリア高等教育システム改革に関する描き方、記述の仕方が多方面に及び、かつ横並び的・並列的に論じられているために、同国の高等教育システム改革の構造的検証が十分に論究されていないと思われる。瑕瑾とも言えなくはないが、同国の高等教育システム改革の内容を、歴史的な背景も交えながら構造的に描くことができれば、より高等教育改革の内実を深く問うことができたのではないかと。

また、そうしたアプローチによって、オーストラリア高等教育改革による連邦政府の関与の強化、ならびに高等教育の市場化の中で「教育研究の自由と質保障」が、「いかに担保されたか、もしくは制限されたか」といった現代の高等教育における本質的・根本的な課題へとアクセスすることも可能となったであろう。勿論、こうしたオーストラリア高等教育システム改革が、どのような成果や結果を伴うものであったかを構造的に解明するためには、さらなる一次史料の発掘と継続的な研究を必要とする。研究の継続と深化を期待したい。

以上、本論文における今後の課題はあるものの、博士(総合社会文化)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成30年1月31日